

玉名市指定管理候補者選定委員会における候補者の選定結果概要

(担当：健康福祉部 総合福祉課)

1 施設名	玉名市福祉センター																																																					
2 施設の概要	<p>(1) 建築延床面積 2,668.31㎡ (建築構造 鉄筋コンクリート造 3階建)</p> <p>(2) 使用時間 会議室等 午前9時から午後5時まで 浴場・休憩室 午前8時30分から午後4時まで ボランティアセンター 午前9時から午後10時まで</p> <p>(3) 休館日 日曜日、祝日、12月28日～1月4日(年末年始)</p> <p>(4) 使用料</p> <p>入浴料及び休憩室使用料</p> <table border="1" data-bbox="501 651 1299 730"> <thead> <tr> <th>区分/種別</th> <th>市内利用者</th> <th>市外利用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60歳以上</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 浴場・休憩室は、60歳以上の方及びその介護の方のみ利用できます。</p> <p>部屋使用料</p> <table border="1" data-bbox="501 804 1299 1167"> <thead> <tr> <th>区分/種別</th> <th>9時から 12時まで</th> <th>13時から 17時まで</th> <th>9時から 17時まで</th> <th>冷・暖房使用時1 時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあい広場</td> <td>1,800円</td> <td>2,400円</td> <td>4,100円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>会議室A</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,300円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> <td>2,700円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大広間A</td> <td>1,800円</td> <td>2,400円</td> <td>4,100円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>大広間B</td> <td>1,800円</td> <td>2,400円</td> <td>4,100円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>大広間A・B</td> <td>3,600円</td> <td>4,800円</td> <td>8,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>控え室</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,300円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>機器使用料</p> <table border="1" data-bbox="501 1205 1299 1283"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラオケセット</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>				区分/種別	市内利用者	市外利用者	60歳以上	100円	200円	区分/種別	9時から 12時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで	冷・暖房使用時1 時間当たり	ふれあい広場	1,800円	2,400円	4,100円	300円	会議室A	600円	800円	1,300円	100円	会議室B	1,200円	1,600円	2,700円	200円	大広間A	1,800円	2,400円	4,100円	300円	大広間B	1,800円	2,400円	4,100円	300円	大広間A・B	3,600円	4,800円	8,200円	600円	控え室	600円	800円	1,300円	100円	機器名	1時間当たり	カラオケセット	500円
区分/種別	市内利用者	市外利用者																																																				
60歳以上	100円	200円																																																				
区分/種別	9時から 12時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで	冷・暖房使用時1 時間当たり																																																		
ふれあい広場	1,800円	2,400円	4,100円	300円																																																		
会議室A	600円	800円	1,300円	100円																																																		
会議室B	1,200円	1,600円	2,700円	200円																																																		
大広間A	1,800円	2,400円	4,100円	300円																																																		
大広間B	1,800円	2,400円	4,100円	300円																																																		
大広間A・B	3,600円	4,800円	8,200円	600円																																																		
控え室	600円	800円	1,300円	100円																																																		
機器名	1時間当たり																																																					
カラオケセット	500円																																																					
3 募集方法	非公募																																																					

		<p>(理 由)</p> <p>本市は、住民の福祉サービスへの多様化・高度化により幅広い福祉施策が求められる中、とりわけ少子高齢化や孤独化などに伴い、地域福祉に対するきめ細やかな施策が重要になっています。</p> <p>包括支援センター、介護予防事業、福祉バス運行事業、ファミリーサポートセンター事業、ボランティアセンター管理運営事業など、市が行う種々の福祉サービスは、現在社会福祉法人玉名市社会福祉協議会が受託して事業を行っており、市の福祉施策や方針を熟知していることから、事業の安定的かつ継続的な実施が確保されています。</p> <p>また、当協議会は、民生委員児童委員連絡協議会をはじめとした各種団体との連絡調整・事務支援を行っているほか、住民福祉の向上を図ることを目的として、高齢者サポーター及び認知症サポーターの養成講座、心配ごと相談、元気づくり教室、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援などの自主事業にも取り組んでいます。これらの事業は、当該施設を事業・サービス提供の活動拠点としており、事業を通じて地域のニーズに適切に対応し、地域住民との信頼関係を構築されています。</p> <p>加えて、運営面では、積極的に事務改善や経営基盤の強化を図っており、今後も当該施設の安定的な管理運営が見込まれます。以上の理由から公募は実施せず、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を、引き続き指定管理者の候補として選定するものです。</p> <p>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
募集内容	指定期間	
	業務内容	<p>(1) 施設の運営及び事業に関すること。</p> <p>① 福祉相談、ボランティア養成、社会福祉関係団体の活動助成等の福祉サービスに関すること。</p> <p>② 自主的な福祉活動のための各種情報又は施設の提供に関すること。</p> <p>③ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が行う事業に関すること。</p> <p>④ ボランティアセンターの運営に関すること。</p> <p>⑤ 福祉増進を図る自主事業に関すること。</p> <p>(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>① 施設の使用許可や予約調整、利用料金の徴収、利用状況等の記録</p> <p>② 光熱費、水道料、燃料費、通信運搬費の支払い</p> <p>③ 温泉等の法定点検や設備の保守管理</p> <p>④ 施設及び設備の維持管理並びに修繕・補充</p> <p>⑤ 施設内の清掃、敷地内の除草作業、樹木の手入れ</p> <p>⑥ 事故等緊急時の対応及び所管課への報告</p> <p>(3) その他、玉名市福祉センターの管理に関する事務のうち、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）、不服申立に対する決定（同法第244条の4）など法令等により市長のみの権限に属することを定められている事務を除く業務</p>
	指定管理料の基準額（5か年分）	151,500千円（消費税及び地方消費税を含む）
4 審査の概	審査方法	<p>5つの審査基準毎に審査項目、審査内容を定め、審査内容1つに対して3点から20点を配点（ただし、審査基準「住民の平等な利用を確保」に関する審査内容については、点数とせず、「適・否」で判断）。</p> <p>それぞれの審査内容を採点し、指定管理候補者として適当な団体であるか否かについて委</p>

		員会の選定意見をまとめる。	
	選定委員会の委員	副市長、企画経営部長、健康福祉部長、有識者（区長協議会委員、民生委員） 計5人	
	審査基準	別添審査基準表のとおり	
	審査経過	玉名市福祉センター指定管理候補者選定委員会 （開催日）令和元年10月15日 （内容）導入方針、事業計画、収支計画その他提出資料の説明、質疑、審査及び採点	
審査結果	指定管理候補者	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会のみ	
	評価結果及び選定理由	<p>1 評価結果 別添「玉名市福祉センターの指定管理候補者選定委員会集計表」のとおり</p> <p>2 選定理由 別添審査基準表により各委員が採点しました。 適切な管理と効率的業務遂行が期待できると評価されました。 なお、申請者の指定管理料の申請額は、次のとおりです。</p> <p>申請者の管理料総額（5年間分）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会</td> <td>150,920千円</td> </tr> </table> <p>* 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。</p> <p>上記の結果、全委員の合意により「社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会」を指定管理候補者として適当であると判断しました。</p>	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会
社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会	150,920千円		

審査基準表（玉名市福祉センター）

審査基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	施設の設置目的を理解しているか。	適・否
		市が示した管理基準と法人その他の団体が提案した運営方針が合致するか。	
		申請者の経営モラルは適切か。	
	住民の施設の平等な利用の確保	利用申込等が公平な利用を確保するものとなっているか。	
		生活弱者等へ配慮がなされているか。	
* 選定委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。			
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を発揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	施設の設備及び機能を十分に活用した提案となっているか。	36
		年間の広報計画の内容は適切か。	
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か。	
		自主事業の提案は実現可能か。	
		自主事業は施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。	
		全体的に施設の設備及び機能を活用した内容となっているか。	
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	利用者ニーズの把握やその対応策が適切か。	
		求めている実施水準が事業計画書で提案されているか。	
		玉名市入浴施設衛生管理マニュアルを理解し、マニュアルに沿った適切な対応が可能か。	
施設管理及び入浴時の事故防止や防犯防止等安全管理は適切か。			
	環境に配慮した管理運営となっているか。		
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	提案価格の得点 (市が示した基準価格をどの程度下回っているか。)	小配点 20
		必要な経費を見積もっているか。	小配点 16
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。	
		収入及び支出の積算と事業計画との整合性は図られているか。 収支計画の実現の可能性はあるか。	
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	申請者の経営状況（財務状況）は健全かつ安定したものであるか。	30
		金融機関等の支援体制は十分か。	
	安定的な運営が可能となる人的能力	職員構成、職員数は十分か。	
		職員の指導育成及び研修体制は十分か。	
		職員の採用及び確保の方策は適切か。	
良好な管理運営の可能性	実績からして福祉センターを良好に管理運営できる可能性はどうか。		
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	情報の管理	個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	18
	公益性の理解	公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか。	
	情報公開	玉名市情報公開条例の規定について、理解があるか。	
	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	
	人権擁護	人権擁護のための適切な措置がとられているか。	
	苦情解決の方法	苦情解決の方法のための適切な措置がとられているか。	

合 計

1 2 0

玉名市福祉センターの指定管理者候補者選定委員会集計表

審査基準	審査項目	配点	
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	適・否	適
	住民の施設の平等な利用の確保		
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を発揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	180点 (36点×5人)	154点
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	180点 (36点×5人)	65点
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	150点 (30点×5人)	120点
	安定的な運営が可能となる人的能力		
	良好な管理運営の可能性		
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	情報の管理	90点 (18点×5人)	77点
	公益性の理解		
	情報公開		
	危機管理体制		
	人権擁護		
	苦情解決の方法		
合計点		600点 (120点×5人)	416点